2007.2

【国内の PL 関連情報】

経済産業省が製品事故情報に関するポータルサイトを開設へ

（2007年1月4日　日本経済新聞）

経済産業省は今春を目途に製品事故に関する情報を発信するポータルサイトを開設する。過去に発生した死傷事故等によってリコールとなった製品に関する情報をデータベースとして公開するほか、事故報告があった事案を都度掲載し情報を更新する。このポータルサイトは製品安全・事故情報を管理運営している製品評価技術基盤機構（NITE）が運営・管理し、キーワード検索で容易に情報が入手できるようにする。

ここがポイント

経済産業省のホームページでは、本報道以前から、トップ画面で「製品安全情報」のコーナーを設け、NITE のホームページへのリンクも貼っていますが、事故報告制度の創設を盛り込んだ改正消費生活用製品安全法の施行が本年５月１４日に予定されていることを踏まえ、同省としては消費者向けの製品事故情報提供サービスの更なる充実化を、同コーナーの中で図ることとしています。

ちなみに、先般、経済産業省は事故情報の公表基準に関する見解を発表しています。これによれば、

- 重大製品事故については、原則としてメーカー名・型式名も含め、事故内容をプレス発表を行う。
- 重大製品事故で、原因が製品に起因するとはいえない場合であっても、その旨を明示した上で、メーカー名・型式名をホームページで公表する（ただし事前に第三者判定を経ることとする）

との内容になっており、重大製品事故に関しては、製品の種類にかかわらず、また原因の如何にかかわらず、実名公表を行うことを前提とした運用ルールとなっています。企業としては、同省の実名公表によって社会から誤認されることのなきよう、自らも自社ホームページ等で正確な情報開示を行うことが必要であるといえます。

菓子に期限切れの牛乳使用、出荷事実公表せず

（2007年1月11日　日本経済新聞ほか）

大手菓子メーカーが消費期限切れの牛乳を使った洋菓子約2000個を製造し、一都九県に出荷し

ていたことが明らかとなった。
事態発覚後に同社が開いた記者会見の中で、昨年11月に本件を社内で把握していたにもかかわらず公表を見送っていたことが判明。同社は、当初「本件は工場の担当者レベルの判断により行われた」と釈明したが、その後の調査により、実際には上司の関与があったことや、他工場でも同様に消費期限切れの原材料を使ったケースがあったことなどが判明している。

ここがポイント

本件は「消費期限切れ原材料の使用」が端緒となりましたが、その後の調査で食品衛生法で定める細菌検査基準の違反事例や、自社製品の消費期限不当表示などの問題が次々に発覚した結果、経営トップの辞任やフランチャイズ店の臨時休業など、企業経営に多大なダメージを与える問題に発展しており、消費者の信頼を回復するには時間がかかる状況となっています。

メーカーとしては、安全な製品を社会に供給することが最大の責務であることはいうまでもありません。これを実現するためには、自社製品の設計・製造・販売等に関するあらゆる業務プロセスがこの基本原則に立脚していることが必要です。さらにいえば、製品不具合の問題が発覚した場合にこそ、自社の製品安全理念の真価が問われるといっても過言ではありません。

経営トップとしては、危機管理シミュレーショントレーニング等を通じて、自社の製品安全理念が役職員にきちんと浸透しているか、有事の際に迅速かつ合理的な判断・行動をとることができるかどうかを、再検証してくおくことが求められます。

キャンディー状のチーズで男児が窒息

（2007年1月26日　国民生活センターホームページ）

昨年7月に保育園の給食に出されたキャンディー状のチーズを食べた1歳9ヵ月の男児が、チーズをのどに詰まらせ、窒息する事故が発生した。異常に気づいた保育士がその場で応急措置をとった上で119番通報を行い、搬送先の病院で適切な処置を行った結果、事なきを得た。
本製品は、直径約2センチ、厚さ約1．5センチの円筒状のプロセスチーズで、一粒ずつ包装されたものであった。外袋には「小さなお子様やおとしよりにはノドにつまらせないようにご注意ください。」との注意表示があり、包み紙にも、見にくい状態ながら、「ノドにつまらせないようにご注意ください。」との印字もあった。
この事故に関して国民生活センターが当該チーズのメーカーに照会したところ、メーカーからは「過去に、窒息に至るような事故事例はない」との回答を得たが、同センターで、同形状のチーズに関する過去の事故を調査したところ、10年前にも同様の窒息事例の報告があることが判明した。同セ

ンターでは保護者や保育施設等に対し、キャンディー状のチーズを幼児へ与える際には、十分注意するよう呼びかけている。

ここがポイント

チーズそのものは栄養価の高い食品であることから、特に本件で問題となったキャンディー状のチーズについては、子供のいる一般家庭で好んで購入されています。

一方で、本件製品はプロセスチーズであることから、歯が生えそろっていない１才～２才の幼児には噛み切るのが難しく、場合によっては本件事故のように窒息事故に至る可能性があるといえます。通常であれば、保護者や保育施設等の監督者が注意すべきところですが、キャンディーの形状となっていることもあり、育児経験の浅い保護者や保育士にとっては、こうしたリスクを予見できないことも考えられます。

メーカーとしては、こうした使用環境も念頭におき、①子供による窒息が想定される食品については対象年齢を明確にした上で注意表示を目立つように記載するとともに、②乳幼児向けの食品とする場合には、窒息防止の観点から、食品の大きさや形状等に配慮した設計にすることが求められます。

【海外の PL 関連情報】

CPSC が NITE と製品安全に関する協力関係構築に合意

米消費者製品安全委員会（CPSC：Consumer Product Safety Commission）と日本の経済産業省／製品評価技術基盤機構（NITE）は、昨年１１月末にベルギーで開催された ICPHSO（国際消費者用製品衛生安全機関）の会議において、製品安全の分野に関する情報の交換や人材交流などを目的としたガイドラインに調印した。

米国にとって日本は消費生活用製品の輸入先として第4番目に位置しており、本ガイドラインによる情報交換で従来以上に危険な製品への対策を迅速に講じることができる。一方日本側も、CPSC に蓄積された海外各国との連携による事故情報の入手やリスクアセスメント手法の活用が期待できるとしている。

ここがポイント

ＣＰＳＣは今般合意した日本の他に消費者製品の安全性向上のために既にカナダ、ＥＵ、中国、韓国、インド等の国・地域と協定を結んでいますが、我が国にとっては、製品安全分野における行政としての

初の公式な海外協定となります。

経済のグローバル化に伴い、製品の流通も国際化が進む中、欧米をはじめとする各国では、製品安全に関する情報の収集・共有化に向けた国際間の連携を強めており、今後もこの動きが広がっていくものと思われます。

企業としては、今回の日米提携によって、米国における製品安全関連情報の入手がより容易になると思われるため、ここで得られた情報を自社の安全対策に積極的に活かしていくことが得策です。また、我が国における製品事故情報が、ＣＰＳＣを経由して米国を初めとする各国へ流れることになると考えられるため、製品のグローバル展開を行っている企業としては、有事の際、自社のリコールプログラムがグローバルレベルで有効に機能するかどうかの観点で、現状のチェック・見直しを行っておくことが求められます。

2006年度の全米損害賠償評決額トップ10が公表される

米国の２００６年度損害賠償評決額トップ１０が法律事務所向け全米専門紙で公表された。過去２年続いていた１０億ドルクラスの超高額事案は姿を消し、トップ１０の合計評決額も昨年のトップ１事案１件の評決額を下回るなど、全般的に評決額の水準が大幅にダウンしているのが注目される。

《2006年度―民事訴訟全体における高額評決上位10事例》

※評決額の円換算は$1＝¥120で計算

No	分類	評決額	州	事例	被告
1	医療過誤	$216.7 Mil（約 260 億円）	Florida	無資格の緊急医師補助員の誤診により、患者が重度脳障害を負った事例	医師／医療機関
2	管理業務上過失	$160 Mil（約 192 億円）	Texas	養護施設の同室患者により殴打され、精神的障害を負った事例	養護施設
3	不法死亡	$106 Mil（約 127 億円）	California	毒物学者が勤務先である州立研究所より薬物を盗取し、夫に投与し自殺に見せかけた事例	州政府
4	ハラスメント	$61 Mil（約 73 億円）	California	レバノン出身の宅配員が会社内でテロリスト等と民族差別となる言動を受けた事例	宅配業者
5	**Products Liability**	$51 Mil（約 61 億円）	Louisiana	鎮痛剤の副作用による心臓発作を負ったことで製薬会社に損害賠償を請求した事例	医薬品メーカー

6	管理業務上過失	$47.5 Mil（約 57 億円）	Texas	６ヶ月の判決により収監された原告が出監まであと４日という日に開放前の伝統として金属入りの靴下で殴打され死亡した事例	収監施設会社
7	交通事故	$46 Mil（約 55 億円）	Missouri	濃霧時のハイウエーでトラクターに追突され、２名が重度の火傷を負い死亡し、トラクター運転者に損害賠償を請求した事例	トラクター運行業者/運転者
8	契約違反	$44.2 Mil（約 53 億円）	Florida	マンション建設における契約上の違反行為の事例	建設業者
9	管理業務上過失	$44 Mil（約 53 億円）	Maryland	収監者の頭を留置場の壁へ打ち付けたことにより四肢麻痺を負わせた事例	市警察
10	**Products Liability**	$38.5 Mil（約 46 億円）	Texas	トラックとの衝突事故で重度の脳障害を負った乗用車の搭乗者が、トラックメーカーに対して潜り込み防止装置が装備されてないことで損害賠償を請求した事例	トラックメーカー

（出典：Lawyers USA）

＜参考：過去４年との比較＞

【単位】　M：Million（100万）／B：Billion（10億）

		2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006 年度
トップ３評決額	１位	$28,000 M	$255 M	$1,600M	$ 1,450M	$217 M
	２位	$2,200 M	$250 M	$1,000M	$ 606 M	$160 M
	３位	$270 M	$164 M	$776M	$253 M	$106 M
トップ10評決合計額		$31.4B	$1.2 B	$5.2 B	$2.9 B	$0.8B

ここがポイント

本文でご紹介したトップ１０事案にみる最近の傾向について、以下のポイントが挙げられます。

① 一般的に評決額が高額になりやすいと言われるテキサス、フロリダ、カリフォルニアの３州のみで、昨年は８件、今年も７件がトップ 10 に入っており、統計の上からも、高額評決事案に関する地域的な傾向をみてとることができるといえます。

② トップ１０合計額をみると、２００６年度はここ５年間で最も低い水準にあります。２００６年度は大規模なクラスアクションや巨額の懲罰賠償評決などの突出した事案が存在しなかったことが要因として挙げられますが、懲罰賠償事案に関しては、懲罰賠償適用の可否に関する判断基準を示した２００３年の連邦最高裁判決の影響により、連邦裁に加え、州裁レベルでも高額評決が抑制されるようになったことも背景

にあるものと考えられます。

懲罰賠償については、各州における不法行為法改革が進む中で、認定要件を明確にしたり、金額の上限を定めるなどの州も増えてきていますが、州によっては、前述した連邦最高裁判決の判断基準に準じない判決が示されるケースもみられます。このため、現時点では、トップ１０事案の賠償金額がこのままの水準で収束に向かうとみるのは早計であり、引き続き、今後の不法行為法改革の動向を注目していくことが求められます。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　法務・環境部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2007 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉